

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年度の介護報酬改定により、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- 対象となる入所者様の状態は次の通りです。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

平成29年度算定状況(平成29年4月～平成30年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	2	0	0	2	1	1	2	4	1	1	1	0	15
	日数	9	0	0	11	7	6	9	27	7	7	7	0	90
尿路感染症	人数	1	1	2	1	2	1	0	1	2	2	4	1	18
	日数	3	7	14	7	14	4	0	4	14	3	22	5	97
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人数	3	1	2	3	3	2	2	5	3	3	5	1	33
	日数	12	7	14	18	21	10	9	31	21	10	29	5	187

主な治療内容

肺炎	血中酸素濃度測定・血液検査・画像診断・抗生剤投薬・酸素投与
尿路感染症	尿検査・血中酸素濃度測定・抗生剤投与
帯状疱疹	内服薬のみでなく、抗ウイルス剤の点滴注射を実施した場合算定可